

南房総市学校外教育サービス利用助成事業



「参画事業者」 運営の手引き

令和4年5月

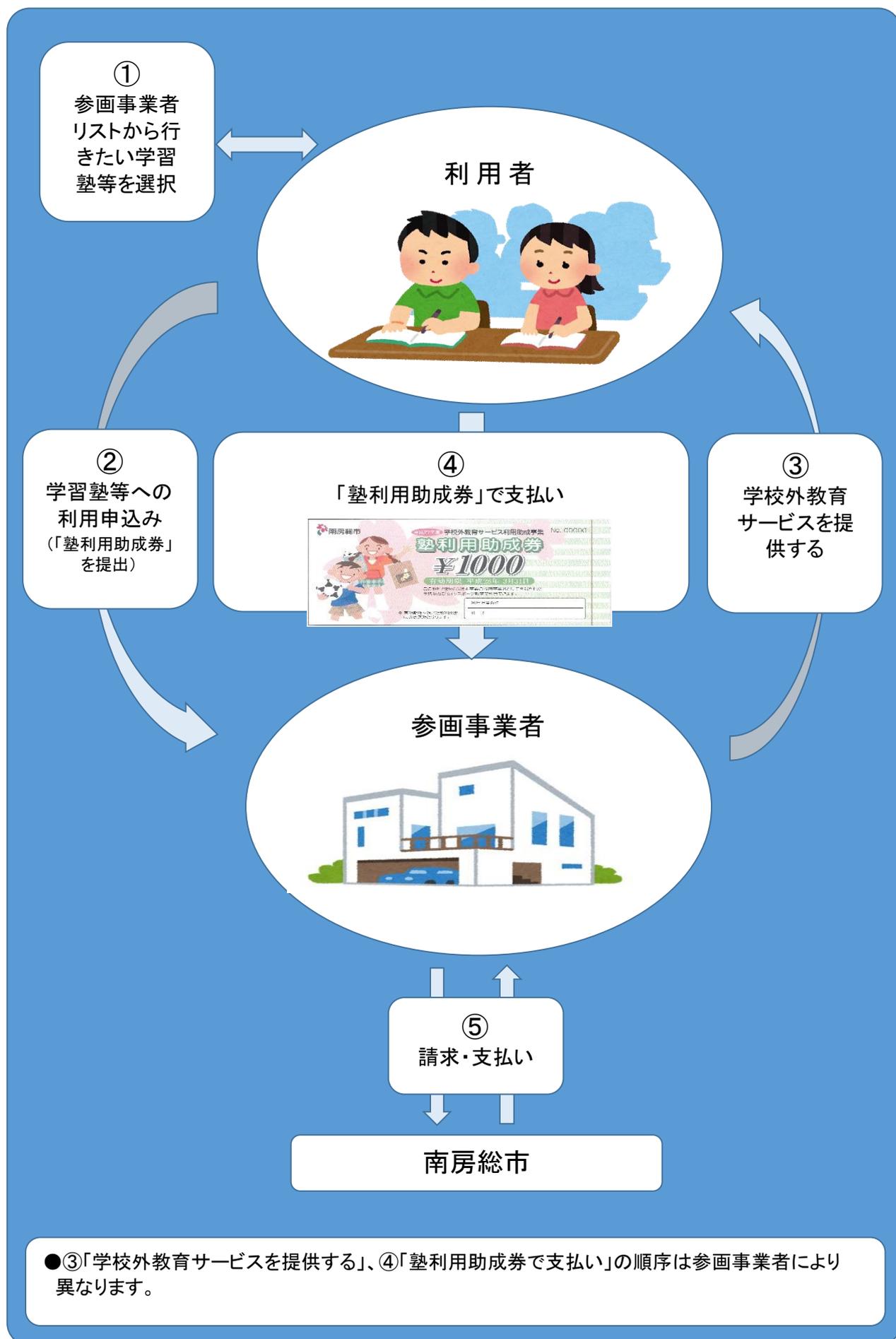
南房総市教育委員会

「参画事業者」運営の手引き 目次

学校外教育サービス利用助成事業の利用イメージ	・・・・・・・・・・ 2ページ
1 利用者が参画事業者リストから行きたい学習塾等の選択	・・・・・・・・ 3ページ
① 参画事業者リストについて	
2 利用者が学習塾等へ申込み（「教育サービス利用助成券」を利用）	・・ 3ページ
② 利用者からの申込み受付	
② 「教育サービス利用助成券」について	
3 学校外教育サービスの提供と対象費用	・・・・・・・・ 4ページ
① 学校外教育サービスの提供	
② 本事業が対象とする費用	
4 「教育サービス利用助成券」の取扱い及び請求方法	・・・・・・・・ 5ページ
① 請求手続き	
② 年度末に係る請求手続き	
③ 請求書に押印する印鑑について	
④ 教育サービス利用助成券受領から支払いまでの流れ	

参画事業者は、利用者から「教育サービス利用助成券」の提出を受ける際に、当該利用者が生活保護受給世帯であることが他の児童等に特定されないようプライバシーの保護に努めてください。

学校外教育サービス利用助成事業の利用イメージ



1 利用者が参画事業者リストから行きたい学習塾等の選択

① 参画事業者リストについて

参画事業者として登録された学習塾や文化・スポーツ教室等の一覧（参画事業者リスト）を利用者へ提供します。

※1 参画事業者リストは、市ホームページにも掲載します。

2 参画事業者リストの情報は、随時更新されます。（毎週1回程度）

2 利用者が学習塾等へ申込み（「塾利用助成券」を利用）

① 利用者からの申込受付

利用者からの申込みを受け付け、「塾利用助成券」の取り扱いを行う場合は、利用児童本人の住所及び氏名が記載されていることを確認してください。

② 「塾利用助成券」について

「塾利用助成券」は南房総市が発行した紙クーポン券で、参画事業者が提供した学校外教育サービスの対価の支払いに使用します。

「塾利用助成券」の表面



「塾利用助成券」の裏面

(注意事項)

1. この塾利用助成券は交付決定を受けた利用児童本人以外は使用することができません。
2. この塾利用助成券の盗難、紛失又はき損による再発行は行いません。
3. この塾利用助成券に番号・偽造防止印刷のないものは無効です。
4. この塾利用助成券で釣銭は出ません。
5. 市外へ転出したときなど対象者としての要件に該当しなくなったときは、速やかに市に届け出てください。

発行：南房総市

参画事業者名記入欄



3 学校外教育サービスの提供と対象費用

① 学校外教育サービスの提供

参画事業者は、授業や指導などの学校外教育サービスを利用者に提供してください。

※1 参画事業者は、利用者から「塾利用助成券」の利用を求められた場合は、原則として拒否することはできません。ただし、参画事業者が一定の条件を設けている場合はその限りではありません。

例)・入塾テストの成績や面接により入会の可否を決定している。

・受講料の支払いが遅延した場合は退会させている。 など

2 参画事業者が「塾利用助成券」を利用する児童に提供する学校外教育サービスは、「塾利用助成券」を利用しない児童に提供する学校外教育サービスと同一の内容のみとします。

3 参画事業者が「塾利用助成券」を利用する児童へ提供する学校外教育サービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。

4 参画事業者が「塾利用助成券」を利用する児童に提供する学校外教育サービスに係る料金は、「塾利用助成券」を利用しない児童に提供する学校外教育サービスに係る料金と同一の金額設定である必要があり、「塾利用助成券」を利用する児童に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

② 本事業が対象とする費用

支払い欄に「○」印のあるものは「塾利用助成券」での支払いを受けることができます。判断に迷われたときは、事前に南房総市教育委員会へ御相談ください。

支払い	項目	例
○	初期費用	入学金、入塾金、入塾テストなど
○	受講料、月謝、参加費、体験料等	授業料、月謝など
○	受験料、試験料等	学習塾の学力テストなど
×	参画事業者以外で行う試験等	全国統一模擬試験、英語検定など
○	教材・教具、道具①	学習塾等の授業で使用するテキストなど(※1)
×	教材・教具、道具②	文房具などの物品
○	教材・教具、道具③	ピアノのレッスンに使用する楽譜など(※1)
×	教材・教具、道具④	スポーツ用品店で購入するシューズ
○	ユニフォーム、制服①	ダンス教室等、参画事業者で購入するユニフォーム(※1)
×	ユニフォーム、制服②	スポーツ用品店で購入するユニフォーム

×	本事業の対象とならない 学校外教育サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生を対象としたプログラム の費用（※2） ・ボランティアが運営するスポーツ 教室の費用
---	--------------------------	---

※1 参画事業者が提供する学校外教育サービスを受けるため必要不可欠なものに限ります。学校外教育サービスの利用に付随しないものには「塾利用助成券」を使用することができません。

※2 本事業で「塾利用助成券」を使用できるのは、小学生を対象とした補習、教科指導等の学習指導や、小学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関する文化・スポーツのプログラム及びそれに準じると南房総市が認めるものです。

4 「塾利用助成券」の取扱い及び請求方法

参画事業者は、次の手続きにより塾利用助成券利用に係る請求を行うこととします。

① 請求手続き

(1) 参画事業者は、利用児童から塾利用助成券を受領した場合、利用児童氏名及び住所の記載があることを確認し保管します。

(2) 参画事業者は、塾利用助成券の裏面に事業者名を記入押印し、月ごとに取りまとめ、学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書（第11号様式）（7ページに記載）と併せて、学校外教育サービス提供の翌月15日までに南房総市長宛てに提出してください。

(3) 南房総市は、(2)で送付された塾利用助成券を確認し、塾利用助成券の利用が交付決定を受けた児童本人であることや不正な行為による利用でないこと等を確認します。

※ 上記確認の結果、塾利用助成券及びそれに付随する伝票、請求書等に不備等を発見した場合、南房総市は当該参画事業者に対する支払いを留保することができるものとしてします。

(4) 南房総市は、(3)により確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、学校外教育サービス提供の翌々月末までに参画事業者に対して支払いを行います。ただし、(2)の提出時期が学校外教育サービス提供月の翌月15日以後であった場合は、学校外教育サービス提供月の3箇月後の月末の支払いとなります。

注) 請求は教室ごとに行ってください。

② 年度末に係る請求手続き

学校外教育サービスの提供月が3月の場合は、上記①の(2)に係る提出日は翌月の10日までとなります。また、サービス提供月の属する年度に係る請求手続きは当該年度中に行わなければなりません。年度を越える請求については、南房総市は支払いをすることができませんので注意してください。

また、サービス提供月が3月の場合の請求書の日付けは3月31日(当該日が土・日の場合は前日の開庁日の日付け)としてください。

③ 請求書に押印する印鑑について

法人については、代表取締役印を個人事業主については、事業者個人印を押印してください。

④ 塾利用助成券受領から支払いまでの流れ (例) 6月利用分の場合

サービス提供 (6月)	参画事業者は、塾利用助成券利用者に学校外教育サービスを提供します。
塾利用助成券 による支払い (6月)	利用者は、学校外教育サービスの費用を塾利用助成券で支払います。
塾利用助成券 送付 (7月15日まで)	参画事業者は、支払いを受けた塾利用助成券を南房総市宛てに送付します。(※翌月15日(必着)までに送付してください。)
支払い (8月末日まで)	南房総市は、参画事業者に対して塾利用助成券利用総額に100%を乗じた金額を支払います。

※ 学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書(第11号様式)(エクセルファイル)は南房総市ホームページからダウンロードすることができます。

学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書

令和 年 月 日

南房総市長 石井 裕 様

事業者名	教室名
住所:	
名称:	

代表者名
(印)

塾利用助成券利用内容 (年 月分)

	助成券 No.	利用児童 氏名	サービス利用額(助成券利用対象サービス)					合計	利用額 (請求額)
			入会金・ 初期費用	月謝・ 受講料	教材	受験料			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
							請求金額合計	円	

※塾利用助成券を添付すること。

学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書

平成 27 年 7 月 7 日

記入例 1
法人用

南房総市長 石井 裕 様

事業者名 住所: 登記簿又は登記事項証明と同じ住所を記載してください 名称: 株式会社 南房総学習塾	教室名 南房総学習塾 丸山教室
--	--------------------

同一事業者で複数の教室を登録する場合は、教室ごとに請求書類を提出してください。

省略せず、正式名称を記入してください。

法人

- 代表者職氏名
登記簿に記載されている役職名を、正確に記入してください。
- 印
法人の代表者印(契約書等に押捺する印)を使用してください。
※ 訂正箇所には、この印と同じもので訂正印を押印してください。

塾利用助成券利用内容 (平成 27 年 6 月分)

助成券 No.	利用児童氏名	入会金・初期費用	サービス利用額(助成券利用対象サービス)		利用額(請求額)
			月謝・受講料	教材 受験料	
1	000001 富山 二郎		1,000		1,000
2	000002 富山 二郎		1,000		1,000
3	000003 富山 二郎		1,000		1,000
4	000004 富山 二郎		1,000		1,000
5	000005 富山 二郎		1,000		1,000
6	000006 富山 二郎		1,000		1,000
7	000007 富山 二郎		1,000		1,000
8	000008 富山 二郎		1,000		1,000
9	012501 丸山 花子	1,000			1,000
10	012502 丸山 花子	1,000			1,000
11	012503 丸山 花子	1,000			1,000
12	012504 丸山 花子	1,000			1,000
13	012505 丸山 花子	1,000			1,000
14	012506 丸山 花子		1,000		1,000
15	012507 丸山 花子		1,000		1,000
16	009252 富浦 夢子		1,000		1,000
17	009253 富浦 夢子		1,000		1,000
18	009254 富浦 夢子		1,000		1,000
19	009255 富浦 夢子		1,000		1,000
20	009256 富浦 夢子		1,000		1,000
21	009257 富浦 夢子		1,000		1,000
22	009258 富浦 夢子			1,000	1,000
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
請求金額合計					22,000 円

<記入にあたってのご注意>

- 手書きの場合は、黒のボールペンで記入してください。
 - 訂正する場合は、二重線を引き、その上に訂正印(右上に押印する印鑑と同じもの)を押してください。
 - ※ 修正液や修正テープは使用しないでください。
- ただし、請求金額合計欄の訂正は無効となります。この欄の金額を書き損じた場合は、再度作成しなおしてください。

※塾利用助成券を添付すること。

用紙が複数枚にわたる場合は最終ページにのみ合計金額を記載してください。

提出する日付を記入してください。

南房総市長 石井 裕 様

記入例 2 個人事業主用

同一事業者で複数の教室を登録する場合は、教室ごとに請求書類を提出してください。

事業者名 住所: 請求者が居住している住所を記載してください 名称: 南房総 太郎	教室名 南房総学院
---	--------------

代表者名
南房総 太郎 (印)

個人事業主

認め印(朱肉印のみ可)を使用してください。
※ 訂正箇所には、この印と同じもので訂正印を押印してください。

<記入にあたってのご注意>

- 手書きの場合は、黒のボールペンで記入してください。
- 訂正する場合は、二重線を引き、その上に訂正印(右)に押印する印鑑(同じもの)を押してください。
※ 修正液や修正テープは使用しないでください。
ただし、請求金額合計欄の訂正は無効となります。この欄の金額を書き損じた場合は、再度作成しなおしてください。

塾利用助成券利用内容 (平成 27 年 7 月分)

助成券 No.	利用児童 氏名	入会金・ 初期費用	サービス利用額(助成券利用対象サービス)		利用額 (請求額)
			月謝・ 受講料	教材 受験料	
1	008563 白浜 一郎		1,000		1,000
2	008564 白浜 一郎		1,000		1,000
3	008572 白浜 一郎		1,000		1,000
4	008571 白浜 一郎		1,000		1,000
5	000721 千倉 豊		1,000		1,000
6	000722 千倉 豊		1,000		1,000
7	000723 千倉 豊		1,000		1,000
8	000724 千倉 豊		1,000		1,000
9	000725 千倉 豊		1,000		1,000
10	000726 千倉 豊		1,000		1,000
11	000727 千倉 豊		1,000		1,000
12	000728 千倉 豊		1,000		1,000
13	000729 千倉 豊		1,000		1,000
14	000730 千倉 豊		1,000		1,000
15	001546 和田 湧人	1,000			1,000
16	001547 和田 湧人	1,000			1,000
17	001548 和田 湧人	1,000			1,000
18	001549 和田 湧人	1,000			1,000
19	001550 和田 湧人	1,000			1,000
20	000015 三芳 里子		1,000		1,000
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					

※塾利用助成券を添付すること。

請求金額合計 20,000 円

用紙が複数枚にわたる場合は最終ページにのみ
合計金額を記載してください。

【お問合せ・相談先】

南房総市教育委員会 子ども教育課

PHONE : 0470-46-2966

F A X : 0470-46-4059

E-mail : kodomo@city.minamiboso.chiba.jp

開庁日：平日（午前8時30分から午後5時15分まで）

閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）